



民法

第一

1262

1261



114
A2651
1



法律施行惣規則

一 凡法律ハ太政官ノ頒布ニ依リ全國ニ於テ

之ヲ施行ス可シ

但シ頒布ノ日ヨリ五十日ノ後ハ全國中

ノ人必ス之ヲ知得ルト看做ス可シ別

段ノ期限アルモノハ此例ニアラス

一 凡法律ハ将来ノイテ定ムルノミニシテ之

ヲ既往ニ及ス可カラス



大正官

但刑法ニ於テハ此例ニアラサルモノ
アリ

- 一 凡國中取締ノ法律ハ外國人ト雖モ日本國
内ニ居住スル者皆之ヲ遵守スヘシ
- 一 不動産ハ外國人ヲ所有スル物ト雖モ日本
ノ法ヲ以テ之ヲ支配スヘシ
- 一 凡身分ニ付テノ法律ハ外國ニ居住スル者
ト雖モ必ス之ヲ遵守スヘシ

一 若シ裁判役法律ノ不備不明等ヲ以テ口実
トナシ受理セサル寸ハ訴訟人之ヲ上等裁
判所ニ訴ルヲ得ヘシ

一 裁判役ニ其受理スル所ノ訴訟ニ付不備不
明等アルハ私ニ各例ヲ定メテ裁判ヲ為ス
可カラズ

一 私ノ契約ヲ以テ政教ニ関スル法律ヲ犯ス
ヘカラス

民法第一卷目錄

人事篇 自第一條至第一百四十條

民權

身上屬帳規則

出產屬

婚姻屬

養子養女屬

家督相續屬

大正十一年四月
讓侯爵印寄贈

分家合家届

行衛知レサレ者ノ届

死去届

姓名更改届

本籍

婚姻

夫婦

夫婦ノ縁消スル事

再婚

離縁

父子

嫡出ノ子

庶出ノ子

私生ノ子

親子ノ義務

養子

親ノ權

幼年

後見

後見人ノ職務

幼者ノ後見ヲ免ルノ事

丁年

治産ノ禁

浪費者

民法第一卷

人事篇

民権

第一條 民権ハ人民ノ際ニ行ハル、權利ニシ

テ國事ニ関スルニ無シ

第二條 日本人ハ皆民権ヲ有テ之ヲ行フニ自

由ナリトス然レ之ヲ以テ他人ノ權利ヲ害ス

ヘカラス

第三條 外國ニ於テ生レタル日本人ノ子モ亦
本國ノ民權ヲ有ツヘシ

第四條 日本人ニ嫁シタル外國ノ女ハ其夫ニ
從テ民權ヲ保ツ可シ

第五條 官許ヲ受ケテ日本ニ住所ヲ定メタル
外國人其居住スル間ハ諸般ノ民權ヲ有ツヘ
シ

第六條 日本ニ住所ヲ定メサル外國人日本ノ

裁判所ニ訴ヲ為スルハ其訴訟ノ費用及ヒ償
額ヲ納ムヘキ保證ヲ立ツヘシ然レ日本ニ於
テ其納メ方ヲ保證スルニ足ル可キ不動産ヲ
所有スルキハ別段保證ニ及ハス

但シ商業ニ管シタルトハ此例ニ非ス

第七條 日本人外國ニ投化シ又ハ官許ナク外
國政府ヨリ官職ヲ受ルキハ其民權ヲ失フヘ
シ

第八條 日本人タルノ民権ヲ失ヒタル者ト雖

氏歸朝シテ日本ニ居住シ外國ノ官職ヲ放棄

シタル由ヲ届出ルキハ其民権ヲ復スルヲ得

トシ

第九條 外國人ニ嫁シタル日本ノ女ハ其夫ニ

從テ民権ヲ失ヘシ若シ離縁シ或ハ夫死タル

後日本ニ改住シ其旨ヲ届出ルキハ民権ヲ復

スルヲ得可シ

身上届帳規則

第十條 戸長ハ役所ニ帳面ヲ備ヘ置キ出産婚

姻養子離縁家督相續分家合家行衛知レサル

者死去姓名更改等ノ身上届ヲ記ス可シ

第十一條 其帳ノ首尾ニ戸長番號ヲ記シ且毎

葉小印ヲ押スヘシ

第十二條 凡身上届ヲ記スキハ其年月日及ヒ

本人ノ姓名年齢職業住所ヲ記載シ之ヲ本人

ニ示シテ、
調印セシム可シ

第十三條 本人白カラ出ルコト能ハサル寸ハ名代人ヲ出スコトヲ得ヘシ

第十四條 何人ノ限ラス身上保護ノ為メ戸長役所ニ至リ其身上届ノ寫ヲ乞フコトヲ得ハシ但此寫ニハ戸長割印ヲ押シ與フヘシ他人ノ身上届ヲ見ント欲スル者ハ之ヲ許スヘシ

第十五條 身上ノ證ヲチヤントスルニ其者未

ク帳中ニ記名セサル歟又ハ其帳燒亡紛失セシキハ證人又ハ書面ヲ以テ本人ヨリ其旨ヲ証スルコトヲ得ヘシ

第十六條 外國ニアル日本人ノ身上届ハ日本領事官又ハ辨務使日本ノ法則ニ循テ記載スルキハ真正ノ者タル可シ

出産届

第十七條 出産テラハ十日内ニ其父ヨリ其地

ノ戸長ニ届ヘシ

第十八條 出産届書ニハ出産ノ年月日生見ノ

男女姓名并ニ父母ノ姓名身分職業住所等ヲ

詳ス可シ

第十九條 棄兒ヲ見出セシ者ハ其兒并ニ附添

衣服只物等ヲ戸長ニ差出シ其時刻場所模様

等詳ニ届出ヘシ

右件々戸長取調ノ上其兒ノ見積リ年齢男女

并ニ余スヘキ姓名ヲ届帳ニ記スヘシ

第二十條 旅行中出産セシ者ハ帰郷ノ上戸長

ニ届出ヘシ

第二十一條 外國ニテ出産セシ者ハ日本官吏

在ル所ニ至リ届出ヘシ但シ其官吏ハ之ヲ

外務省ニ送達シ外務省ヨリ之ヲ其父ノ住所

ノ戸長ニ達スヘシ

第二十二條 私生ノ子アル者ハ其母ヨリ届出

ルヲ得ヘシ其後我子ナリト認ル者アリテ
届出ルハ其言ヲ端書スヘシ

婚姻届

第十二三条 婚姻ヲ結ビタルハ双方ノ姓名
年齢身分住所及ヒ父母ノ姓名ヲ記シ双方戸
主ヨリ各其戸長ヘ届出ヘシ

第二十四條 右届書ニハ媒妁人姓名身分住所
ヲ書載ス可シ

第二十五條 妾ヲ納ルハ前二十三條ノ通リ
届出ヘシ

養子養女届

第二十六條 養子養女ハ婚姻届ノ通リ双方戸
主ヨリ各其戸長ニ届出ヘシ

家督相續届

第二十七條 家督相續セシキハ戸長ニ届出ヘ
シ

分家合家

第二十八條 分家合家ノ届モ前条ニ同シ

行衛知レサル者ノ届

第二十九條 行衛知レサル者アル片ハ親族會

議尋ノ上戸長ニ届出ヘシ

死去届

第三十條 死者アル片ハ其姓名年齢身分住所

ヲ記シ三日内ニ戸主ヨリ之ヲ戸長ニ届ルハ

シ若シ主死シ或ハ不在ナルトキハ其權ニ代
ル者ヨリ届出ヘシ

第三十一條 族人死シタル片ハ其戸主ヨリ死

者ノ家ニ報告シ其家ヨリ報告書ヲ添ヘ其地

ノ戸長ニ届出ヘシ

第三十二條 諸官舎病院獄舎懲役場等ニテ死

者アル片ハ其所轄ノ官廳ヨリ本籍ノ戸長ニ

送達シ其家ニテ報告セシムヘシ

第三十三條 爰死ノ届アルキ又ハ爰死ト疑フ
ヘキキハ取締ノ官吏医師ト俱ニ死骸ノ形状
及ヒ其場ノ模様ヲ糺シ并ニ死者ノ姓名年齢
職業住所等ノ取調書ヲ作タル後ニ非レハ理
葬スルヲ得ス

第三十四條 若シ死者ノ本籍異ナル寸ハ戸主
ヨリ其本籍ノ戸長ニ取調書ヲ添ヘテ送達シ
死者ノ家ニ報告セシムヘシ

第三十五條 行倒レ死人アルキハ其地関係ノ
者ヨリ戸長ヘ届ケ戸長医師ト共ニ死骸ノ軀
相衣服持物見積リ年齢其他ノ模様ヲ詳ニ檢
査シ取調書ヲ作り其写ヲ十日以上公示スヘ
シ死骸ハ三日ヲ經テ尚引取人ナケレハ埋葬
ス可シ

但シ都ラノ費用ハ其區ニテ之ヲ出スヘシ
第三十六條 死烈ニ處セシ者アルキハ掛リ裁

判所ヨリ本籍ノ戸長ニ申達ス可シ

第三十七條 死去届ヲ記スルニハ、復死刑死字
死字ノ次第ヲ載スルニ及ハス

第三十八條 渡海中死去スル者アルナリハ其船
中ニテ証人ヲ擇ミ立合ノ上二十四字間ニ死
去ノ證ヲ乗組人姓名帳ノ末ニ記スヘシ但軍
艦ナレハ海軍士官之ヲ記シ其他ノ船ナレハ
其船長之ヲ記ス

第三十九條 右船着港ノ節其帳ノ寫ヲ其港ノ
戸長ニ差出シ其役所ヨリ其者ノ本籍ノ戸長
ニ送達シ死者ノ家ニ報告セシム可シ

姓名更改届

第四十條 凡姓ハ歴世更改スヘカラス名ハ終
身更改スヘカラス

但養子相續人ハ其養家相續家ノ姓ヲ襲用
スルコトハ勿論ナリ

第四十一條 若シ止ヲ得サル事故アリテ姓若
ハ名ヲ更改セント欲スルキハ其由ヲ書面ニ
認メ戸長ニ出シ管轄廳ノ允許ヲ受ヘシ

第四十二條 管轄廳ニテ改姓名ヲ願フ許ス寸
ハ戸長連ニ其帳中ニ書入レ置ヘシ

本籍

第四十三條 凡本籍トハ本人管轄ヲ受ケ戸籍
ノ存スル本住居ノ地ヲ云フ

第四十四條 若シ本籍外ニ住居セント欲スル

者ハ移ラントスル地ノ戸長ニ届ケ其戸長ヨ

リ本籍ノ戸長ヘ通達シテ送籍セシムヘシ

但シ士族以上ハ双方ノ戸長ヨリ其管轄廳

ニ届ヘシ

第四十五條 寄留人出産等ノ諸届ハ其本籍ノ

戸長ニ出スヘシ其地ノ戸長ニ出スニ及ハス

婚姻

第四十六條 凡婚姻ハ父母ノ許諾ヲ得ルヲ必要トス若シ父母死去スルキハ尊屬ノ親之ニ代ル可シ

第四十七條 男ハ十六歳女ハ十四歳ニ至ラサル以前ニ婚姻ヲ為ス可カラス

第四十八條 夫婦トナルニキ双方ノ者ノ承諾セサル片父母ノ意ノミヲ以テ婚姻ノ契約ヲ為ス可ラス

第四十九條 媒灼人ナクシテ婚姻ヲ為ス可ラス

第五十條 兄弟姉妹以上ノ親ハ勿論父方母方ヲ論セス伯叔父母ト姪男姪女ト婚姻ヲ為ス可ラス

第五十一條 外國ニ於テ日本人互ニ婚姻スルキハ其國在留ノ領事官或ハ辨務使ハ届出シ若外國人ト婚姻スルキハ其許可ヲ受ク可シ

但シ歸朝ノ上其地ノ戸長ニ届出ヘシ

夫婦

第五十二條 夫ハ其妻ヲ保護シ妻ハ其夫ニ聽
順スヘシ

第五十三條 妻ハ其夫ト同居シ夫ノ居住ヲ為
シト欲スル地ハ隨行スヘシ又夫ハ己ノ家産
ト身外トニ應シ生計ニ要用ナル諸物ヲ妻ニ
給スバシ

第五十四條 妻ハ公ノ商業ヲ為シ又ハ夫ト財
産ヲ共通セスト雖氏其夫ノ許諾ヲ得ルニ非
レハ裁判所ニ出テ訴訟ヲ為スヲ得ス
但シ夫ニ理ナクシテ之レヲ拒ミタルキハ
妻自ラ訴フヲ得ヘシ
妻ハ其夫ノ商品ヲ小賣ヲ為スノミニテハ公
ノ商買ト謂フ可ラス別ニ自ラ商業ヲ為スキ
ノミ之ヲ公ケノ商賣ト謂フヘシ

第五十五條 離縁又ハ分産等ニテ止ムヲ得サ

ル事情アルモ其人ノ許諾ヲ得スモ親族

ヲ以テ許出ルヲ得、シ若親族アリト雖モ

切迫ノ事情アリハ自ラ許出ルモ妨ケナシ

第五十六條 妻ハ夫ト財産ヲ共通セスト雖モ

其夫ノ證書ニ連印シ又ハ夫ノ許諾書ヲ得ル

ニ非レハ受共賣買ノ權ナシ

第五十七條 妻ハ公ケノ高業ヲナス、其高業

ニ付テハ其夫ノ許諾ヲ要セス自カラ契約ヲ

為ス、ヲ得、シ但シ夫婦財産ヲ共通シタル

モ其夫モ亦其契約ノ義務ヲ負フ、ハシ

第五十八條 妻ハ其夫ノ許諾ヲ得スシテ遺言

ノ贈遺ヲ為ス、ヲ得、ハシ

夫婦ノ縁消スル事

第五十九條 夫婦ノ縁ハ左ノ数件ニ因テ消ス

ハシ

第一夫婦中一方ノ者死後除喪セシ上再婚
スル時

第二離縁ノ届又ハ離縁ノ言渡アリシ時

第三夫婦中一方ノ者死刑及ヒ終身懲役刑

ニ處セラレシニ付一方ノ者再婚スル

時

再婚

第六十條 夫又ハ妻ノ死去除喪後并離縁後ハ

再婚スルヲ得ヘシ

離縁

第六十一條 離縁ハ双方熟談ノ上媒灼人或ハ

親族ノ加印ヲ以テ戸長ニ届出ヘシ

第六十二條 夫ハ其妻ノ姦通ヲ以テ原由ト為

シ離縁ヲ訴フルヲ得ヘシ

第六十三條 夫婦中一方ノ者過愆苛虐又ハ至

重ノ害ヲ受クルヲ以テ原由ト為シ離縁ヲ

二二九

二三一

一三二

訴ルヲ得ヘシ

第六十四條 夫婦中一方ノ者流以下ノ刑ト雖
氏賊盜人命等ノ罪ヲ犯ス寸ハ事情ニ因リ離
縁ヲ訴ルヲ得ヘシ

第六十五條 過怒苛虐又ハ至重ノ害ヲ受ルニ
因リ離縁ヲ訴ル時ハ其訴ル所確証アリト雖
氏裁判役直ニ離縁ヲ允許ス可カラズ
此場合ニ於テハ裁判ヲナス前ニ夫婦居ヲ分

チ相接セサルヲ言渡シ且妻生計ヲ為ス
能ハサル寸ハ訴訟中夫ノ家産ニ准セシ養料
ヲ其妻ニ與フ可キヲ其夫ニ言渡スヘシ
但シ止ムヲ得サル情実アル時ハ此例ニ拘
ラス直ニ離縁ヲ允許スヘシ

第六十六條 右ノ如クシテ一ヶ月ヨリサカラ
ス六ヶ月ヨリ多カラサル時同ヲ過キシ後双
方猶ホ協和セサル時ハ離縁ノ言渡ヲ為スヘシ

第六十七條 若シ夫又ハ妻ノ賊盗人命等ノ罪

ヲ犯セシニ因リ一方ノ者ヨリ離縁ヲ訴フル

時ハ刑法裁判所ノ言渡書ノ寫ヲ持參スヘシ

若シ言渡書ノ寫アラサル時ハ其次第ヲ記シ

テ申出スヘシ

第六十八條 裁判所ニ於テ離縁ノ言渡ヲ受ク

ル時ハ双方ヨリ戸長ニ届出ツヘシ

第六十九條 離縁ノ訴訟中其子ヲ管督スルハ

ハ原告被告ヲ問ハス其父之ヲ為スヘシ

但シ其子ノ便利ノ為メ母又ハ親族ノ訴ニ

因リ裁判所ヨリ別段其所置ノ言渡シアル

時ハ格別ナリトス

第七十條 夫婦ノ間ニ生レシ子離縁ノ後ハ其

父之ヲ引受ヘシ

但シ事情ニヨリ其母又ハ親族引受ルモ亦

妨ナシ

第七十一條 妻ハ離婚訴訟ノ原告被告ヲ問ハ
ス訴訟中夫ノ家ヲ去リ夫ノ家産ニ相當シタ
ル養料ヲ得ント訴フルヲ得ハシ

第七十二條 夫ト財産ヲ共通シタル妻ハ離婚
訴訟ノ原告被告ヲ問ハス其訴ヲナセシ日ヨ
リ訴訟中何時ニテモ財産ノ權ヲ保護スヘキ
タメ共通ノ動産ニ封印ヲナストテ訴フルヲ
得ハシ

但シ其動産ノ評價ヲ為シテ目錄ヲ記シ且
夫ヨリ其目錄ニ記シタル動産ヲ引渡スノ
証又ハ其代金ヲ拂フノ證ヲ立ツルニ非レ
ハ其封印ヲ除去ス可カラス

第七十三條 離婚ヲ訴ヘシ日ヨリ後夫婦共通
ノ財産ヲ以テ償ノ可キノ契約ニテ夫ノ負フ
タル借財等ノ義務又ハ夫婦共通ノ不動産ヲ
夫ヨリ賣拂フヘキ契約ニ於テ其妻ノ權ヲ害

ス可キ為メナシタルノ証アル寸ハ之ヲ取消
シテ夫ノニ其義務契約ヲ果ス一ヲ言渡スハ
シ

第七十四條 離縁ノ訴訟ヲ既ニ為シ始メタル
後ト雖モ夫婦互ニ和解ヲ為ス時ハ其訴訟ヲ
取消ス可シ

第七十五條 雙方ノ承諾シテ離縁ヲ為サント
欲スル夫婦ハ預メ雙方ノ動産及ヒ不動産ノ

目錄ヲ記ルシ且其評價ヲ為シテ 雙方ノ権ヲ
定ム可シ但シ其権ヲ定メタル後ト雖モ雙方
ノ承諾ヲ以テ之ヲ更改スル一自由ナリトス

第七十六條 雙方ノ承諾シテ離縁セント欲ス
ル夫婦ハ其間ニ生レシ子ヲ何レノ方ニ於テ
引受ク可キヤヲ契約書ニ記ルシ置クハシ

第七十七條 一度離縁シタル後ト雖モ止ムヲ
得サル情實アル寸ハ再ヒ夫婦ト為ル一ヲ得

可シ

第七十八條 訃訟ニヨリ離縁ノ言渡ヲ受ケタル者ハ止ムヲ得サル情實アリト雖氏願出テ官ノ允許ヲ得サレハ再ヒ夫婦トナルコトヲ得ス

二九八
第七十九條 共通ヲ為シタルニ付キ裁判所ヨリ離縁ノ言渡ヲ受タル時ハ其姦婦姦夫ト婚姻ヲ為スヘカラス

第八十條 姦通ニヨリテ離縁ヲ受ケタル妻ハ現存所有ノ財産ノ外夫ト共通シタル財産及ヒ婚姻ノ契約ニヨリテ持参シタル金額ヲ取戻スコトヲ得ス

父子

三一三

第八十一條 婚姻ヲ結ビタル間ニ懐胎セシ子ハ其夫ヲ以テ父トス

然レ氏其子ノ生レシ前三百日夫其家ニ在ラ

ス又ハ事故アリテ其妻ト同室スルヲ得サ
ルノ證アルキハ其夫其子ヲ以テ我子ニ非ス
ト為スヲ得ヘシ但シ同室セシ後百八十日
以前ニ生レシ子モ亦同一ナリトス

三一二

第八十二條 夫ハ妻ノ姦通ヲ原由トナシ其子

ヲ我子ニ非スト為ス可カラス

三一五

第八十三條 夫婦ノ縁消セシキヨリ三百日後

ニ生レシ子ハ夫我子ニ非サルノ訴ヲ為ス

ヲ得ヘシ

第八十四條 夫其子ヲ我子ニ非スト為スノ訴

ヲ為シ得ヘキ場合ニ於テ夫其子ノ出産ノ地

ニ在ルキハ出産ノキヨリ一月内ニ之ヲ訴ヘ

出ツヘシ若シ其子ノ出産シタルキ夫其地ニ

在ラサルニ於テハ其婦来ノキヨリ二月内ニ

其訴ヲ為スヘシ若シ其子ノ生レシヲ其妻

夫ニ掩蔽セシキハ其ヲ知ッ得タルキヨリ

二月内ニ其訴ヲ為スヘシ

第八十五條 若シ夫其子ヲ我子ニ非スト為ス

ヲ訴ヘ得ヘキ定期内ニ其訴ヲナサスシテ

死去セシ片ハ二月内ニ親族ヨリ死者ノ子ニ

非サルヲ訴出ルヲ得ヘシ

嫡出ノ子

第八十六條 嫡出ノ子タルハ出産届書ニ因テ之ヲ証ス

第八十七條 出産ノ届ヲ怠慢シ又ハ姓名ヲ撰

リ或ハ父母ノ分明ナラサル子棄兒迷ト為シ

テ届書ニ記シタルハ其後ニ至リ証人ヲ以

テ子タルノ證ヲ立ルヲ得ヘシ

然レ書面ニ據リ其証ノ端緒アルキ又ハ景状

ヲ思料スルニ其證ヲ立ルヲ許スニ足ルヘキ

ヲアルニ非サルハ証人ニ因リ其証ヲ立ルヲ

ヲ許スヘカラス

庶出ノ子

第八十八條 庶出ノ子タルコトハ嫡出ノ子ノ養
ニ同シ但シ庶出ノ子ハ嫡出ノ子ノ權利ヲ享
スベカラス然レバ嫡出ノ子ナキハ其權利ヲ
生スヘシ

私生ノ子

第八十九條 私生ノ子ハ母ヨリ届出ル者ヲ七
第九十條 私生ノ子ハ亂倫及ヒ姦通ニ因リ生
レシ者ヲ除クノ外其父母後ニ婚姻ヲ結ブキ

届出ルニ因リ嫡出ノ子ト為スコトヲ得ヘシ
但シ嫡出ノ子タルコトヲ得タルキハ其父母
婚姻ノ後ニ生レタル子ト同一ノ權利ヲ有
スヘシ

第九十一條 私生ノ子ヲ遺留シテ其父死去シ
タルキハ死後ト雖レ親族ヨリ届出ルニ因リ
嫡出ノ子ト為スコトヲ得ヘシ

第九十二條 亂倫及ヒ姦通ニ因リ生レシ子ハ

我子ナリト認ルコト得ス其子ヨリモ人ヲ指シテ父又母ト訴ルコト得ス

第九十三條 私生ノ子人ヲ指シテ我父ナリト訴出ルコトハ之ヲ禁ス

第九十四條 私生ノ子人ヲ指シテ我母ナリト訴ルキハ其母ノ生ニシ証ヲ立ツヘシ

親子ノ義務

第九十五條 夫婦タル者ハ相與ニ其子ヲ養育

スヘキ義務アリ

第九十六條 子ハ別ニ産業ヲ立ルト雖モ其父母ニ對シテ訴ヲ為スコト得ス

第九十七條 子ハ父母及其他本系尊屬ノ親屬ハ其舅姑窮乏ナルキ之ヲ養フノ義務アリ

第九十八條 父母ノ子孫ニ於ル舅姑ノ婦ニ於ル亦前條ニ同シ

第九十九條 養料ノ多少ハ之ヲ求ムル者ノ要

スル所ト之ヲ給スヘキ者ノ家屋トノ割合ニ
從テ定ムヘシ

第百條 若シ養料ヲ給與スル者既ニ之ヲ與フ
ルコト能ハサルキ又ハ養料ヲ受ル者ノ之ヲ受
ルコトヲ要セサルニ至リシキハ其養料ヲ給ス
ルコトヲ止メ或ハ之ヲ減スルコトヲ得ヘシ

第百一條 養料ヲ給スルコト能ハサルキハ之ヲ
其家ニ引取リテ養フコトヲ得ヘシ

第百二條 亂倫及ヒ姦通ノ子ハ其姦夫之ヲ收
養スヘシ

養子

三四三
第百三條 實子ナキ者ハ年齡ニ拘ラス養子ヲ
ナスコトヲ得ヘシ

第百四條 養子タル者ハ其養家ノ親ヲ以テ天
倫ハ親ト同視シ所出ノ親ハ父母ヲ除クノ外
總テ喪割半減トス

但シ尊屬ノ親卑屬ノ親ノ家ヲ繼承スルキ
ハ天倫ノ順序ヲ以テ相續人ト稱シ養子ト
稱ス可カラス

第百五條 養子トナリシ後ニ養親ノ實子ヲ舉
ゲタル中ト雖氏亦其家督相續ヲ為スノ故障
ナシトス

第百六條 止ムヲ得ヤル事故アリテ養子ヲ離
別スル者ハ親族加印ノ届書ヲ出スヘシ

第百七條 養子タル者一旦家督ヲ相續セシ上
ハ已ノ勝手ヲ以テ離別ヲ受ルヲ禁ス若シ
嗣子へ家督ヲ譲リ隱居セシ者ハ此限ニ非ス
但シ放蕩無頼ニテ其家ヲ覆スヘキ事故ア
リ親族會議ノ上離別セシメント欲スル中
ハ裁判所ニ訴ルヲ得ヘシ
裁判役ハ其離別セラルヘキ確證アルヲ見
ルニ非レハ離別ノ言渡ヲ為ス可ラス

親ノ權

三七一

第百八條 子タル者ハ其年齢ヲ問ハス父母ヲ

尊敬スヘシ

第百九條 子ハ丁年ニ至ル迄父母ノ管督ヲ受

クヘシ

三七四

第百十條 子ハ丁年ニ至ル迄父ノ許可ヲ得ス

シテ其親ノ家ヲ離ル可ラス

三七五

第百十一條 子其父ノ意ニ違フ行状アルキハ

三七六

父之ヲ懲治スルニ左ノ方法ヲ用ユヘシ

第百十二條 若シ子ノ未タ十六歳ニ至ラサル

キハ其父裁判所ニ告テ一月ニ過サル時間其

子ヲ禁錮セシムルヲ得ヘシ

三七七

第百十三條 十六歳以上丁年ニ至ル迄ハ六月

ニ過サル時間其子ヲ禁錮セシムルヲ得ヘ

シ

但シ裁判役ハ父ヨリ告タル禁錮ノ期日ヲ

大正官

減スルヲ得ヘシ

第百十四條 父ハ其子ヲ禁錮スル時間ノ費用

ヲ償ヒ且相當ノ養料ヲ給與スヘシ

第百十五條 又ハ裁判所ニ告タル禁錮ノ期日

ヲ減スルヲ得ヘシ

第百十六條 父死去後母其子ヲ禁錮セシメ

ト為スニハ父ノ近親ノ承諾ヲ得ルヲ要ス

幼年

第百十七條 男女ヲ論セス二十一歳ニ至ラサ

ル者ヲ幼年トス

後見

第百十八條 幼年ニシテ家督相續セシキハ親

族ノ内一人ヲ後見人ト定メ戸長ヘ届出ヘシ

但シ親族アラサルキハ戸長ヨリ後見人ヲ

命スヘシ

第百十九條 聞ユアル不行跡ノ者又ハ其任ニ

不的當ナル者ハ親族ト雖氏後見ノ職ニ任ス
ルヲ得ス

第百二十條 戸長ヨリ命セシ後見人ト雖氏不
正ノヲアルキハ其職ヲ退カシメ且幼者ノ為
メ損害アルキハ其損害ヲ償ハシムヘシ

第百二十一條 別段ノ契約アルキハ後見人ニ
其職務中ノ費用ヲ給スルモ妨ナシ

後見人ノ職務

第百二十二條 後見人ハ幼者ヲ管督シ財産ヲ
支配シ且民法ニ管スル諸件ニ付キ幼者ニ代
ルヘシ

第百二十三條 後見人ハ幼者ノ財産ヲ借入レ
并買入ル、ヲ得ス

第百二十四條 後見人ハ親族ノ許諾ヲ得ルニ
非レハ幼者ノ為メニ金額ヲ借入レ或ハ財産
ヲ賣拂フヲ得ス

第百二十五條 後見人其任ヲ受ケン片ハ親族

立會ニテ幼者ノ財産ヲ目錄ニ記サシムヘシ

第百二十六條 後見人ハ其執行セタル諸件ニ

付キ毎歲算計書ヲ作ルヘシ

但シ本系ノ親後見タル片ハ此例ニ非ス

第百二十七條 後見人幼者ノ行狀大ニ其意ニ

違フアル片ハ親族會議ノ上幼者ヲ禁錮セン

ト訴ルヲ得ヘシ

幼者ノ後見ヲ免ルノ事

第百二十八條 幼者ハ年六歳ヨリ以上其模様

ニ因リ後見ヲ免ル、トヲ得ヘシ

但シ後見ヲ免レシ片ハ後見人ヨリ戸長ヘ

届出ヘシ

第百二十九條 幼者ノ後見ヲ免ルヘキ場合ニ

至ラ後見人其職ヲ退カサル片ハ裁判所ニ訴

ルヲ得ヘシ

第三百三十條 後見人其職終リシ片ハ後見中ノ
算計書ヲ作り親族立會ニテ後見ヲ免レタル
者ニ之ヲ渡スヘシ

丁年

第三百三十一條 二十一歳以上ヲ以テ丁年トス

治産ノ禁

第三百三十二條 白痴狂疾等ノ者ハ時アリテ平
常ニ復スルコトアリト雖モ戸主トナルコトヲ許

サス之ヲ治産ノ禁ヲ受ケシ者ト云

第三百三十三條 治産ノ禁ヲ受シルノ片ハ親
族會議ノ上其情状ヲ詳説シテ訴ヘ出ヘシ

但シ戸主ニ非スト雖モ精神錯亂シテ人事
ヲ辨セサル病アル者ハ男女ニ限ラス戸長
ヘ届置ヘシ

第三百三十四條 治産ノ禁ヲ受シ者其相續人定
ル迄ハ戸長ヨリ假ニ支配人ヲ命シ其身体及

ニ財産ヲ管督スヘシ

第三百三十五條 裁判所ニ於テ治産ノ禁ヲ受シ
ムルノ言渡ヲナシタル後ニ治産ノ禁ヲ受シ
者ノ記シタル證書ハ皆廢物ナリトス

第三百三十六條 治産ノ禁ヲ受クル以前ニ記シ
タル證書ハ之ヲ記シタルキ既ニ治産ノ禁ヲ
受クヘキノ原由アルト明白ナルニ於テハ亦
之ヲ廢物ト為スヲ得ヘシ

第三百三十七條 治産ノ禁ヲ受シ者ノ支配人ハ
其心得知者ノ後見人ト均シカルヘシ

第三百三十八條 治産ノ禁ヲ受シ者病平愈スル
キハ其情状ヲ訴ヘ出シ上其禁ヲ記スヘシ

浪費者

第三百三十九條 浪費ヲ為ス者アツテ親族一同
ヨリ訴出ルキハ補佐人ヲ命スヘシ其補佐人
立會ナクシテ訴詔ヲ為シ又ハ金額ヲ借入レ

或ハ自己ノ不動産ヲ贈與シ又ハ賣拂ト及ビ
書入質等ノ一ヲ為スヘカラス

第四百十條 浪費ヲ為ス者改心節儉ニナリシ
情状ヲ訴出ルキハ其補佐人ヲ免スヘシ

